

議案第 30 号

伊賀市地区市民センター条例の一部改正について

伊賀市地区市民センター条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 31 年 2 月 26 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市地区市民センター条例の一部を改正する条例

伊賀市地区市民センター条例（平成 16 年伊賀市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「 河合地区市民センター	伊賀市馬場 1128 番地	」を
「 河合地区市民センター	伊賀市馬場 1128 番地 1	」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。